令和５年度

今渡南小学校PTA定期総会

令和5年度PTA活動方針

スローガン　「未来へ紡ぐ子どもたちの笑顔のもとを探して
　保護者も共に学ぶPTA」

＜活動方針＞

　子どもたちが少しでもよりよい学校生活を過ごせる様に、未来を見据えながら、保護者として主体的に考え行動していくこと。

PTA総会日程

期　　日　　　　令和５年４月２２日（土）　**（オンラインと文書による開催）**

場　　所　　　　今渡南小学校　各教室（オンライン）
　　　　　　　　※本日は総会次第の<u>下線</u>のみ実施
　　　　　　　　　下線以外は「すぐーる配信」資料にて

総会次第

１　開会の辞
<u>２　会長あいさつ</u>
<u>３　役員紹介</u>
<u>４　学校長あいさつ</u>
５　職員紹介
６　議　事
　（１）　令和４年度事業報告
　（２）　令和４年度会計決算報告
　（３）　令和４年度資源回収事業決算報告
　（４）　令和５年度事業計画案審議
　（５）　令和５年度予算案審議
　（６）　これからのPTA活動のあり方について
７　その他　連絡
８　閉会の辞

【日程】

朝の会	９：１５～　９：２０
PTA総会	９：２０～　９：３０
学級裁量	９：３０～　９：３５
授業参観	９：４０～１０：２５
帰りの会	１０：３５～１０：４５
学年親子下校	１１：１０

※お子さんが複数いらっしゃる場合は、下学年についてください。

ご意見のある方は、5月12日（金）までに、学校までご連絡ください。
連絡がない場合は、議案に賛同していただいたものし、取りまとめさせていただきます。

令和5年度
PTA 役員・委員
≪常任委員≫

本部役員	
会長・（市Ｐ連評議員）	岩井淳
副会長・（子育て委員代表）	神谷かおり
副会長	川合正徳
書記・事業部長	浅野一
会計・広報部長	渡辺美穂
学年委員長	平井祐介
あすなろ委員長	井出真生
地区委員長	川合敏己
顧問	伊佐治晃
書記	宮脇由紀子
会計	片田美佐

担当職員

○杉本礎実彦　渡辺瑛大
○野村幸弘　三輪和也
○平光諒　島田恵
○山田成美　柴田美江子　小林恵子
○渥美僚之　今井清氏

≪地区委員≫

地区		地区委員名
1	東林泉	兼本　幸恵
2	宮瀬	片桐　明日香
3	今広	松田　紗弥香
4	古市場	瀧上　美樹
5	沓井	北澤　弘
6	東上屋敷	林　容子
7	船岡・西上屋敷	内木　均
8	沢渡	秋田　幸子
9	東鉄・広見 NT	原田　加奈
10	徳野	桜井　彰敏
11	禅台寺	山田　久美子
12	東団地	矢下　友希乃
13	OKS	三浦　真美
14	地区委員長	川合　敏己
15	PTA 会長	岩井　淳

笑顔の学校に向かって

□学校教育目標

可児市笑顔の"もと"　ロゴマーク　R4 スタート

楽しい学校をめざして　自ら考え　助け合い　つくりだす子

□笑顔の〝もと〟

「わくわく感」をもって生活できることが子どもたちの(今そして未来の)笑顔につながると考えます。その「わくわく感」がもてるために大切にしたい三つの「感」を以下のようにまとめ、教育活動の中で常に意識するように心がけています。

わくわく感

達成感	安心感	期待感
できるようになった 分かった 力がついた 上達した 仲間の役に立った	何でも話せる 間違えても大丈夫 最後まで聞いてもらえる 相談できる	楽しいことが始まりそうだ 自分にもできそうだ やってみたい 挑戦してみよう

みんなで大切にしている

三つの「あ」の心

「あたたかい」心

自分がされてうれしいこと、かけられてうれしい言葉をまわりにも広げられる相手を思いやる心

「あきらめない」心

「むずかしいなあ」「うまくできないなあ」と思ったことも、簡単にあきらめず、粘り強く取り組む強い心

「ありがとう」の心

助け合う関係を大切にしながら、すなおに「ありがとう」と言える心

□学校運営協議会(R5 からスタート)

学校・保護者・地域が思いをそろえ、子どもに向かい、支え、育むための土台となる組織です。ここで話し合われたことを何らかの形で発信し、共有することで、皆が当事者意識を高め、子どもたちに関わっていくことを目指します。

目次

令和4年度　今渡南小学校PTA活動報告	議事	1
令和4年度　PTA一般会計決算報告	議事	2
令和4年度　資源回収決算報告	議事	3
令和5年度　今渡南小学校PTA活動計画（案）	議事	4
令和5年度　PTA一般会計予算計画（案）	議事	5
R4特別措置・R5PTA運営について	議事	6，6－1
年間行事計画	今南	1，2
可児市立今渡南小学校PTA規約	今南	3，4，5
今渡南小学校PTA細則	今南	6，7，8
今渡南小学校PTA慶弔規定	今南	9
学校生活の心得	今南	10，11
校外生活の約束	今南	12
一日のくらし	今南	13，14
保護者の皆様へ	今南	15
気象警報時における休業及び登下校等の対応	今南	16
校外の生活	地区	1
ネット接続機器に関する家庭のルール	市P	1，2
スマイリングルーム	市より	
わが子のあゆみ	県P	1
PTA活動中にケガをしたら	県P	2

令和4年度　今渡南小学校 PTA 活動報告

月	地区委員会	学年委員会	あすなろ委員会	専門部		本部役員
				広報部	事業部	
4						本部役員会
5					ホタル飛翔確認	本部役員会
6					PTA ホタル講習会	本部役員会
7	資源回収		カーテン洗濯	７月号の発行	カワニナ捕り いまみ川清掃	本部役員会
8		環境整備	家族ふれあい読書（夏休み）			
9	資源回収					本部役員会
10			図書館整備		カワニナ捕り	本部役員会
11					いまみ川清掃	本部役員会 落ち葉拾い
12	資源回収		家族お手伝い大作戦（冬休み）	編集作業		本部役員会
1						本部役員会
2				編集作業	カワニナ捕り いまみ川清掃	本部役員会
3				むすびあいの発行		本部役員会

令和5年3月24日

令和4年度 PTA一般会計決算報告

項目	4年度予算	令和4年度決算	備考
前年度より繰越し	152,772	152,772	前年度より繰越し
PTA会費	1,602,000	1,617,960	保護者506 職員36
雑収入	10	8,720	エプロン修繕材料返金(8713) 利息(7)
合計	1,754,782	1,779,452	

[支出の部]

	項目	4年度予算	令和3年度決算	備考
1	事務諸費用	25,000	5,476	
	消耗品費	20,000	4,176	フラットファイル 印刷用紙 など
	通信費	5,000	1,300	振込手数料、郵送代 など
2	会議費	25,000	10,000	
	PTA総会運営費	10,000	0	総会資料代
	役員会議費	15,000	10,000	PTA活動費
3	負担費	285,500	196,560	
	市PTA会費	162,000	163,000	200円×665人+30,000円(市PTA連合会負担金を含む)
	学保助成金	14,200	14,260	20円×663人+1,000円(可児学校保健会会費を含む)
	岐阜教育会費	9,300	9,300	3,100円×3人
	会員研修費	100,000	10,000	「わが子のあゆみ」購読料など
4	旅費	0	10,000	
5	事業費	1,360,000	1,439,588	
PTA活動費	委員会活動費	10,000	12,525	飲み物代など
	会報費	450,000	452,100	「いまみだより」「はぐすてふれあい」
	環境整備費	350,000	332,266	環境整備・掃除用品・消毒・草刈ガソリン など
教育活動支援費	児童奨励費	80,000	100,600	6年生卒業記念品・入学祝い品 など
	児童会活動費	250,000	399,238	児童会材料・教室消耗品・タブレット備品など
	保健体育費	20,000	12,580	運動会用品(CD 協議用具など)
	図書購入費	100,000	130,279	読書感想文集・台本仮・図書購入・新聞代 など
	いのちの授業活	100,000	0	R4実施なし
6	慶弔費	50,000	0	
7	予備費	9,282	0	
	合計	1,754,782	1,661,624	

残高＝収入－支出　1,779,452 － 1,661,624＝ 117,828

残高 117,828円は、次年度に繰り越します。　令和5年3月24日

会計　平井 裕介　岩井 ○○

監査の結果、適正であると認めます。　令和5年3月28日

会計監査　坂崎 和美

令和4年度　資源回収　決算報告書

□収入

項　目	備　考		決算額	決算額(Kマネー)
前年度繰越金			565,329	5,000
資源回収収益金及び市奨励金	収益金	141,758	230,438	19,000
	補助金(kマネー含む)	88,680		
雑入	ご出金による再入金	20,000	20,004	
	貯金利息	4		
合　計			815,771	24,000

□支出

項　目	内　訳		決算額	決算額(Kマネー)
施設充実費	玄関合い鍵	2,640	22,764	
	電波時計	6,864		
	シャッター倉庫合い鍵	3,500		
	その他環境整備費	9,760		
環境整備費	モップリース代	38,280	202,803	15,000
	掃除用具	79,644		
	その他環境整備費	84,879		
事務費	振込手数料	2,970	2,970	0
教育活動費	耕うん機	104,500	362,366	5,000
	ホタル室物置	60,997		
	ラジカセ6台	41,068		
	塩分タブレット	31,032		
	その他教育活動費	124,769		
視聴覚費	PC関係用具	11,511	18,611	0
	プロジェクター関係用具	7,100		
合　計			609,514	20,000

現金収入　815，771　円　－　支出　609，514　円　＝　206，257　円
残高　206，257　円は、次年度に繰り越します。
Kマネー　24，000円　－20，000円　＝　4，000円
Kマネー残高　4，000　円は、次年度に繰り越します。

令和 5 年 3 月 24 日PTA会計　平井 裕介 (印)

今渡南小学校　青山 園子 (印)

監査の結果、正確に処理されていることを認めます。

令和 5 年 3 月 28 日会計監査　矢入 真澄 (印)

会計監査　坂崎 和美 (印)

〈案〉令和5年度　今渡南小学校 PTA 活動計画

月	地区委員会	学年委員会	あすなろ委員会	専門部		本部役員
				広報部	事業部	
4						・本部役員会
5						・本部役員会
6				・編集作業		・本部役員会
7	・資源回収		・カーテン洗濯	・7月号の発行	・カワニナ捕り ・いまみ川清掃	・本部役員会
8			・家族ふれあい読書（夏休み）			
9	・資源回収	・環境整備⑯ 雨天延期				・本部役員会
10			・図書館整備		・カワニナ捕り ・いまみ川清掃	・本部役員会
11						・本部役員会 ・落ち葉拾い
12	・資源回収		・家族お手伝い大作戦（冬休み）	・編集作業 ○月発行	・カワニナ捕り ・いまみ川清掃	・本部役員会
1						・本部役員会
2				・編集作業	・カワニナ捕り ・いまみ川清掃	・本部役員会
3				・むすびあいの発行		・本部役員会

※上記すべての活動の実施について計画とします。
※すべての活動の実施に際して、本部役員は担当の区別なく、最大限協力していくものとします。
※すべての活動の実施・規模・内容・中止等は、その時期の情勢や参加者数などを踏まえて、**その都度検討し、決定します。**

令和5年4月13日

令和5年度　PTA一般会計予算(案)

[収入の部]

項　目	5年度予算	令和4年度決算	備　考
前年度より繰越し	117,828	152,772	前年度より繰越し
PTA会費	1,629,000	1, 602, 000	保護者503・職員40
雑収入	10	10	利息
合　計	1,746,838	1,754,782	

[支出の部]

項　目		5年度予算	令和4年度決算	備　考
1 事務諸費用		25,000	5,476	
	消耗品費	20,000	4,176	用紙代、封筒代、ファイル代など
	通信費	5,000	1,300	振込手数料など
2 会議費		25,000	10,000	
	PTA総会運営費	10,000	0	総会生花代、記念品、額など
	役員会議費	15,000	10,000	本部役員会・常任委員会運営のための経費
3 負担費		285,500	196,560	
	市PTA会費	162,000	163,000	200円×663人＋30,000円(市PTA連合会負担金を含む)
	学保助成金	14,200	14,260	20円×663人＋1,000円(可児学校保健会会費を含む)
	岐阜教育会費	9,300	9,300	3,000円×3人
	会員研修費	100,000	10,000	講習会、研修会参加費など
4 旅　費		0	10,000	
5 事業費		1,360,000	1,439,588	
PTA活動費	委員会活動費	10,000	12,525	委員会活動
PTA活動費	会報費	450,000	452,100	「いまみだより」、「むすびあい」
PTA活動費	環境整備費	350,000	332,266	草刈り用品、環境整備、掃除用品など
教育活動支援費	児童奨励費	80,000	100,600	6年生卒業記念品・入学祝い品・地区センターまつり運営費など
教育活動支援費	児童会活動費	250,000	399,238	児童会・委員会活動支援費
教育活動支援費	保健体育費	20,000	12,580	体育用品・運動会用品
教育活動支援費	図書購入費	100,000	130,279	図書館用図書 代本板など
教育活動支援費	いのちの授業活動費	100,000	0	R元より実施　R2.3は実施なし
6 慶弔費		50,000	0	
7 予備費		0	0	
合　計		1,745,500	1,661,624	

議事5

保護者の皆様

令和5年2月22日
可児市立今渡南小学校
PTA会長　岩井　淳

R4特別措置・R5PTA運営について（ご報告）

立春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校のPTA活動にご理解・ご支援を賜り誠にありがとうございます。

昨年度より、本校PTAでは、コロナ禍の特別措置として、以下の変更点に基づき会の運営を行ってきました。特に今年度は「保護者も生き生きときらりと活躍できるきっかけを」を活動テーマに、PTA活動の一層の充実を目指してきました。

コロナ禍における特別措置として、規約の変更はせず、今年度は以下の点を変更するものとする。

＜R４特別措置＞

①PTA学級委員はおかず、会員の主体的参加によりPTA活動を行う。
②重要案件議決の際には、広く会員にも参加を募り、直接またはWEB・メールアンケート等の方法で参加ができるようにする。

なお、この措置はコロナ禍のみの限定的な措置であり、年度終了時には、変更点を取り入れたPTA運営の成果と課題について取りまとめ、次年度の方向を文書にて全会員に提案する。

＜R４ PTA活動報告＞

このように運営することで、今の時代にふさわしい多くの成果が生まれた反面、いくつかの課題も明らかになってきました。年度終了時が近づき、＜R４特別措置＞の中でお示ししたように、成果と課題を取りまとめ、次年度の方向を明らかにする時期となりましたので、以下、報告・提案させていただきます。

〇R４ PTA活動における参加確認メール件数

活動	参加件数
7月　エプロン修繕	47件
8月　環境整備	出席回答 約160件（中止）→　有志による実施　約50件
10月　草取り	56件
10月　カワニナ採取	８件
11月　落ち葉拾い・いまみ川清掃	28件

＜R４ 特別措置における成果＞

◎人数的な負担の削減

各学級３名のPTA学級委員の選出がなくなったため、PTAとして選出される保護者の数が本部役員・地区委員のみとなり、PTA役員を務める人数的な負担が減った。

◎会議回数の削減

学級委員が選出されないことで、学級委員会、各種委員会がなくなり、多い時には月に１～２回行われていた会議の回数が減った。（年間回数：本部役員会…10回　地区委員会…3回）

◎参加し易さの拡大、意識の変化

何回かあるPTA活動を都合に合わせて選ぶことができるため、役員や学級委員ではなくても子どもの環境を整えるために動くことができ、協力できたという意識が生まれた。

◎地域貢献への育み

土、日に行われた活動については子どもと一緒に参加するなど、親子で汗を流して、子どもの学校や地域を思う気持ちを育てることができた。

◎運用方法の改善

WEB・メールアンケートによる参加確認が可能となったため、人数調整を図りながら、短時間で出欠確認ができた。感染予防への取り組み学級委員６０名以上、あるいは各委員会２０名以上が一堂に会して会議を行うことがなかったため、感染予防につながった。

<R４ 特別措置における課題>

●何回かあったPTA活動において、できるだけ多くの会員の主体的な参加を期待したが、一度も参加いただけない方と何度も参加くださった方に分かれた。

●多くの会員が主体的に参加くださったとは言い難い状況もみられた。

●すべての子どもたちの学びの環境を整えるための活動が、一部の役員や会員の手でのみ行われることは残念である。

●主体的な取組を子どもらに課せているはずが、保護者ができていないのはさみしく感じた。

●「誰かがやるだろう」ではなく、「自分が関わろう」という意識が会員である保護者からもてるような働きかけが必要である。

12月のPTA本部役員会では、以上のような成果と課題を確認し合い、R５のPTA学級委員の有無や役割、PTA活動のありようについて話し合いました。

その結果、来年度のPTA活動が、より一層充実し、全ての方の力をお借りして運営できますよう、以下のように<R５特別措置>としてご提案させていただきます。

コロナ禍における特別措置として、規約の変更はせず、今年度は以下の点を変更するものとする。

<R５特別措置>

①PTA学級委員はおかない。

②事業部・広報委員会・あすなろ委員会についてはサポートメンバー数名を募集し、企画・運営をともに行う。

③PTA活動については、全会員が夏の環境整備作業を含む**1活動以上**に参加するものとし、年度初めに希望調査を行う。（参考：R4PTA活動…エプロン修繕・環境整備作業・草取り・カワニナ採取・落ち葉拾い・いまみ川清掃）

④重要案件議決の際には、広く会員にも参加を募り、直接またはWEB・メールアンケート等の方法で参加ができるようにする。

なお、この措置はR5のみの試験的な措置であり、年度終了時には、その年度の成果と課題について取りまとめ、次年度の方向を文書にて全会員に提案する。

よって、来年度初めには全会員の皆様を対象に

〇サポートメンバーの募集　〇参加可能な活動の希望調査を行い、「保護者も生き生きときらりと活躍できるきっかけとなる」PTA活動をスタートさせたいと考えております。

引き続き、子どもたちの笑顔のために、よりよい学校生活のために、令和の保護者の背中を見せていきましょう！

R5 年度

学校生活の心得

可児市立今渡南小学校

１．登下校について

★始業時刻は年間を通して8時15分です。

(1) 朝は決められた時刻に分団の集合場所に集まります。揃わなかったら5分間だけ待って、分団ごとに集団登校します。

(2) 帰りは、学年ごとに地域編成（ミニ分団）して下校します。

(3) けが，病気等で親が送り迎えするときは、通学班の班長と担任に必ず連絡します。

(4) 迎えの場合は、決められた場所に車を止め、保護者が児童を車まで連れて行きます。

２．欠席届について

(1) 欠席する場合は、連絡アプリ「すぐーる」で、8時10分までに連絡します。

３． 早退するときについて

(1)登校した後、病気もしくはけがなどで早退する場合は、担任か養護教諭が電話などで家庭へ連絡し、家の人を待って帰宅させます。

★児童だけの下校は絶対にさせません。

４． 服装について

(1) 通学服について

・安全で活動しやすい服装を着用します。

・胸には名札をつけます。（登下校においては、声かけ等の防止のため名札をつけません。校内でのみ着用します。）

・帽子は校章つきの黄色の安全帽子をかぶります。

・冬季防寒具に関して、マフラーはひっかかると危険ですので使いません。また、フードは視界が限られるため、原則かぶることはしません。その他、安全に支障がない物を必要に応じて使用します。

(2) 体育の服装

・学校指定の服に、学校指定の名札（次ページ　参照）を必ずつけます。白の体操服（指定の名札がついていれば白の　T　シャツでもよい）と短パン（青：令和元年度入学児童より男女共通）です。冬季は、学校指定のジャージ（青：令和元年度入学児童より男女共通）でもいいです。姉妹関係等で現在えんじ色の体操服が準備してある場合などは、それを使用してもよい。（令和元年度以降の入学児童も同様）

・体育の授業中は、長袖ジャージのファスナーは必ずします。

・水泳着は、男女共に黒色または紺色とします。

・体育の時間に体操服を忘れた場合は、安全面を考慮し、担任、担当者と相談します。

(3) 教室内での服装

・室温に合わせ、薄着に心がけます。

５．帽子について

⑴ 体育時，青空タイム，昼休み，掃除時間などは、赤白帽子を使用します。

⑵ 水泳時は、白色の水泳帽子をかぶります。

(3)通学帽子については、4(1)の通りです。

６．履物について

・室内用の上履きを、体育館でも使用します。

７．名札について

⑴体操服の名札は、白体操服の上着の左胸に縫いつけます。名前は、洗濯などで消えないようにします。
また、ズボン、長袖ジャージの内側にも記名をします。

⑵私服の場合、校内では、下図のような名札をつけます。

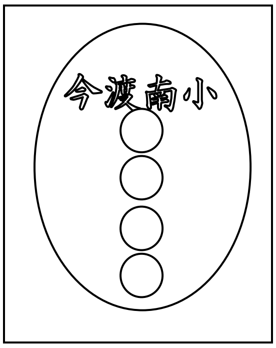

名札のサイズ
１．今渡南小（赤字）６㎜×６㎜程度
２．楕円形の名札を利用する。
　　５５ミリ×３５ミリ　厚み２㎜
３．台布（８０㎜×５０㎜程度）学年色
４．安全ピンでとめる。

（※この名札は、学校を通して注文します。）

学年色は下記のように指定しています。

５年度入学生・・・白色	４年度入学生・・・緑色	３年度入学生・・・赤色
２年度入学生・・・青色	31 年度入学生・・・黄色	30 年度入学生・・・黄緑色

※1年生については、入学式の日に、ひらがなの名札を渡します。(クラスごとの色になっています。
尚、ひらがな用の名札は学校で用意します。）　後期から、上記の漢字の名札を使います。
（入学後に一括購入します。）

８．雨傘について

⑴雨傘は２本用意します。1本は通学用，1本は学校の置き傘とします。例年、交通安全協会から入学時にいただきます。

⑵色は黄色とします。

⑶布の部分に黒のマジックで氏名をはっきり書きます。また、傘をたたんだ状態でも氏名が分かるように書いてください。

９．その他の約束

⑴原則として、授業日はランドセルで登校します。

⑵登校後は、校門(敷地内)から出ません。

⑶学習に必要のない物は持って来ません。

⑷図書館の本は図書袋に入れて持ち歩きます。

⑸登下校時には店で買い物をしたり、食べたりしません。

校　外　生　活　の　約　束

可茂地区小中高生徒指導連絡協議会
可　茂　地　区　Ｐ　Ｔ　Ａ　連　合　会

あなたたちの健康で安全な生活を願って，加茂地区の保護者、先生、地域の皆さんで、次の約束を作りました。しっかり守って安全な生活をしてください。

１　次の場所へは、保護者と一緒でなければ出入りしません。
　①ゲームセンター（コーナー）
　②喫茶店（漫画喫茶及びインターネットカフェを含む）
　③カラオケボックス
　④映画館　⑤ボウリング場　⑥バッティングセンター
　＊④～⑥は，中学生は，保護者の許可のない限り出入りしません。
　　小学生は，保護者と一緒でなければ出入りしません。

２　スーパー・デパート・コンビニなどで，長い時間集まっていたり，座り込んだりするなどお店や周りの人たちに迷惑になることをしません。

３　登下校時には、店に立ち寄って飲んだり食べたりしません。

４　友人宅などへの外泊は，保護者の許可のない限り，しません。

５　夜の外出は，保護者の許可のない限り、しません。
（午後１０時以降は、補導の対象になります。）

６　友達どうしでの金銭の貸し借り、ものの売り買いをしません。

７　キャンプ・スキー・海水浴・川遊泳・旅行などは、保護者や大人の引率なしではしません。

８　ヘルメットなしでは自転車に乗りません。

９　ネットにつながる情報端末（ゲーム機，ケータイ，スマホ等）を使う場合は，家庭でのルールを作って，それを守ります。（保護者は，子どものケータイ等にフィルタリング等のセキュリティ対策をします。）

自転車に乗るとき

① ヘルメットを必ずかぶる。
② 道路の左端を1列で通る。
③ とび出しをしない。
④ 二人乗りをしない。
⑤ 暗くなってからは、特別の理由がない限り乗らない。(必要な場合はライト，反射板を取り付ける。）

歩行のとき

① とび出しをしない。
② 右側（決められた道路の端）を歩く。
③ 道路を横断するときは近くに横断歩道があったら、必ず横断歩道を渡る。横断するときは左右の安全を確かめて、手をあげて渡る。
④ 信号のある交差点では信号を守って横断する。
⑤ 暗くなってからの外出はできる限りしない。どうしても外出しなければならないときは目立つ服装で出かける。

一日のくらし

可児市立今渡南小学校

朝
・ 分団の集合場所に、集合時刻に遅れないように集まります。
・ 友だちや地域の人に、元気よくあいさつをします。
・ 班長の合図で集合し、通学路を通って仲良く登校します。（2列歩行，雨の日は1列で）
・ 交通の決まりを守り、安全に気をつけて歩きます。
・ 朝、7 時 45 分から 8 時 05 分までに学校に着きます。
・ 校庭では歩行用の道を通って「あいさつロード」まで並んで行き、班長の合図で解散し、教室に入ります。
・ 教室に入ったら、ランドセルの中の学習用具を机の中に整とんして入れます。
・ 8時15分までには教室に入り、朝の会ができるように静かに待ちます。

朝の会
・ 当番は、決められたように朝の会を行います。
・ 水曜日は全校朝会、児童集会または学年集会が行われます。体育館など、学年集会の場所におくれないように入ります。
・ 木曜日は全校読書の時間です。学校へ着いたら、教室で準備した本を静かに読みます。

学習時間
・ チャイムが鳴り終わるまでに席に着いて、授業のできる心構えをもちます。
・ 授業の始まり・終わりのあいさつを、しっかり行います。
・ 特別教室の授業には、学級又は班ごとにまとまって移動します。
・ 授業の終わりのあいさつがすんだら、次の授業の準備をして休み時間にします。

休み時間
・ 青空タイムには、外で元気に遊びます。
・ 廊下や階段は、静かに右側を歩きます。
・ 天気の良い日は、できるかぎり外で元気に遊びます。
・ 雨等で運動場が使えない場合は、教室内で落ち着いて過ごします。

給食時間
・ 当番は、手を洗い、エプロン・帽子・マスクの身支度をし、配膳を行います。
・ 当番以外の人は、手を洗って静かに待ちます。
・ 配膳が終わったら、「いただきます」をして食べ始めます。
・ 給食時間の放送は、静かに聞きます。
・ 大きな声を出さずに、友だちと楽しく和やかに食事をします。
・ 食べ終わったら、決められた約束を守って食器などを片付けます。
・ 時間までに食べ終わることができるようにして、時間になったら、「ごちそうさま」をします。
・ 食器の片づけが終わっても、13 時 05 分までは教室からは出ません。
・ 当番はワゴン車に食缶などを決められたようにのせて、決められた場所まで運びます。

掃除時間

- 昼休みの終わりの音楽が鳴り始めたら、遊びをやめて掃除場所に移動します。
- 赤白帽子をかぶり、掃除道具を持って集まります。
- チャイムがなったら、始めのあいさつをして掃除を始めます。
- 掃除の終わりの音楽が鳴り始めたら、後片付けをし始めます。整理整とんができたら、反省会と終わりのあいさつを行います。

帰りの会

- 当番は、決められたように帰りの会を行います。

帰　り

- 最終下校時刻を守ります。
- 一斉または学年で下校をします。一人では帰りません。寄り道をしません。
- 決められた通学路を、交通の決まりを守り、安全に帰ります。

その他

- 自分の持ち物には、しっかりと名前を書きます。
- 校内では、名札をつけます。
- 職員室に出入りするときは、ランドセルなどの持ち物を廊下にまとめて置いてから入ります。「学年・組・名前・用件」を言ってから入室します。
- 特別教室の鍵を借りるときは「学級，名前，借りる場所」をしっかり話してから、学級の札をかけて借ります。
- 忘れ物をした時に、家へ取りには行きません。
- 家に連絡をとりたいときは担任の先生に相談します。
- 学校に必要でない物は、持ってきません。
- ベランダへは、出ません。
- 安全上、長い髪はしばります。（その際、帽子がかぶれないような華美な飾りは付けません。）

【　保護者の皆様へ　】

今渡南小学校

★駐車場について

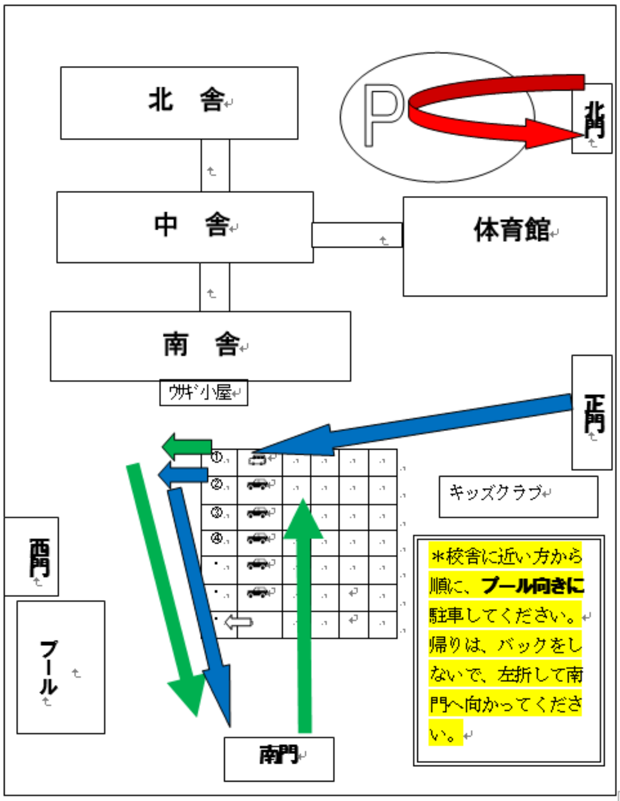

○行事等がない日

お迎えは、**北門(体育館北側)**から入り、**北舎玄関前**に駐車する。
北門から出る。

○参観日

南門から入り、運動場に駐車する。
南門から出る。

○引き渡しの日

正門から入り、運動場に駐車する。
南門から出る。

＊北舎前(体育館北側)は、給食の配膳車も出入りします。
　また、非常時には、地域住民の方の避難所出入口となります。
＊正門(東門)は、児童在校時には閉めています。門の前の駐停車は、出入りの妨げになりますので、駐車はご遠慮ください。
＊南門の出入りの際は十分徐行し、交通安全にご注意ください。
＊西門は、封鎖してありますので、車での通行はできません。

★学習費の口座振替について

学習費・社会見学費・宿泊研修費（５年生のみ）・PTA 会費（長子のみ）はゆうちょ銀行からの口座振替になっています。５月・７月・９月・１月の年４回振り替えますので残高を確認され、残高不足による振替不能にならないようにご注意願います。また、年度初めは教材等の購入額が大きいため、年４回の振替額は均等割りではなく、５月の集金額を他の３回より多めにしています。各回の振替額は、学校からの文書やホームページでお伝えいたします。

なお、６年生の修学旅行代、卒業アルバム代は別途、集金させていただきます。

★ホームページ・学校だより等の写真について

本校では、「開かれた学校づくり」を目指してホームページや学校だよりを公開しております。ホームページや学校だよりを通じて、より一層さまざまな情報を地域社会やご家庭に向けて発信したいと考えています。その際には、お子さんの作文や作品などの学習情報、写真や映像などを、必要に応じて利用させていただく場合があります。十分な教育的な配慮を図りながら、個人情報保護の規則を遵守し、プライバシーを侵害したり、名誉を傷つけたりすることのないよう、しっかりと情報管理してまいります。ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、公開等に差し障りがある場合は、学級担任までご連絡ください。

〈個人情報の取り扱いについて〉

今渡南小学校ＰＴＡでは、学校より①児童名　②性別　③学年学級名　④保護者名　⑤兄弟関係　⑥連絡先についての個人情報を取得し、ＰＴＡの役員選出及びＰＴＡ活動の連絡手段のためのみに利用しています。

令和５年４月６日

気象警報時における休業及び登下校等の対応について

可児市教育委員会

１ 登校前 可児市に「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表されている場合

（１）警報が解除されるまで家庭において待機させてください。

（２）始業時刻の２時間前までに、警報が解除された場合
⇒《平常通りの授業を行います》

（３）始業時刻の２時間前から午前１１時の時点で警報が解除された場合
⇒《解除から２時間後に当日の授業を行います》

※（２）（３）の場合において、道路、橋の冠水や損壊、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊等で危険な場合には登校を見合わせます。その場合は、学校へ連絡してください。

（４）午前１１時の時点で警報が解除されない場合
⇒《休業とする》

給食の対応

①午前７時３０分の時点で解除されている場合
⇒通常献立の給食になります。

②午前１０時の時点で解除されている場合
⇒可能な給食:簡易給食（主食と牛乳）
または救給カレーと牛乳で対応します。

③午前１１時の時点で警報が解除されている場合
⇒家庭で食事を済ませて登校します。

２ 登校後 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

（１）警報発表中、または警報の発表が予想される場合（原則、学校に待機させます）

（２）警報発表後、帰宅させる場合（原則、警報解除後、「引率による集団下校」「学校での保護者への引き渡し」等の判断をして、「【学校】すぐメール」等で連絡します）

３ 登下校中 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

（１）発表を知った時点で、学校または自宅の近い方に行く。状況によっては、最寄りの公共施設や110番の家に一時避難する。

（２）日常の安全指導の中で、どう判断するかを指導徹底しておきます。

４ 予 想 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」の発表が予想される場合

（１）気象状況（台風の中心位置、規模、進行方向、速度など）、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長または教育委員会が警報発表に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがあります。

（２）校長が始業前に休業を決定した場合には、児童・生徒や保護者へ確実に連絡します。

５ 大 雪 「大雪警報」が発表されている場合

（１）可児市においては、大雪警報のみの発表では、自宅待機とせず平常通りの授業を行います。

（２）市内全域が危険な状態と判断した場合には、教育委員会は自宅待機や臨時休業等の措置をとります。

６ 校区判断 校区の状況により、校長が対応を判断する場合

（１）校区の河川水位が警戒水位に達している場合（今後、達する可能性がある場合）

（２）土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されている場合（今後、発表されるおそれがある場合）

（３）安全に登下校できないと判断される場合（通学路の冠水、損壊、土砂崩れ、降雪による凍結）

2023年度　　　　　　　年 間 行 事 計 画 表　No.1　　　　保護者用 R5.4.22

＊:未定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　可児市立今渡南小学校

日	曜	4月	日	曜	5月	日	曜	6月	日	曜	7月	日	曜	8月	日	曜	9月
1	土		1	月	振替休業日	1	木	⑥引き渡し訓練	1	土		1	火		1	金	**校内夏季作品展<2>** 作品展片付け
2	日		2	火	②命を守る訓練予備日	2	金		2	日		2	水	*行事をもたない日 ～16日	2	土	
3	月		3	水	**憲法記念日**	3	土		3	月		3	木		3	日	
4	火		4	木	**みどりの日**	4	日		4	火	分団長会(昼休み)	4	金	*行事をもたない日 ～16日	4	月	
5	水		5	金	**こどもの日**	5	月		5	水	**小教研①**	5	土		5	火	
6	木		6	土	蘇南中資源回収①	6	火		6	木	**学校保健委員会Ⅰ**	6	日		6	水	
7	金	**着任式・始業式** **入学式**	7	日	蘇南中資源回収① 予備	7	水	**＊学校運営委員会Ⅰ**	7	金	⑤分団児童会 **P本部役員会**	7	月		7	木	
8	土		8	月		8	木	**全校読書（ほのぼの）**	8	土	資源回収①	8	火	*日直をおかない日 （～15日）	8	金	**PTA本部委員会**
9	日		9	火		9	金	＊家庭教育学級 **P本部役員会**	9	日	資源回収①予備	9	水		9	土	資源回収② 科学・社会科作品展
10	月	給食開始(2～6年)	10	水	体力テスト(高) **家庭事前調査**	10	土		10	月	安全の日	10	木		10	日	資源回収②予備日 科学・社会科作品展
11	火	記名の日 発育測定6年 **PTA地区委員会**	11	木	体力テスト(低) **家庭確認(1)** 検尿<2>	11	日		11	火		11	金	**山の日**	11	月	
12	水	発育測定5年	12	金	体力テスト(予) **家庭確認(2)** **PTA本部役員会**	12	月	安全の日 プール開き	12	水		12	土		12	火	
13	木	発育測定4年 1年生給食開始 **委員会・クラブ決定**	13	土		13	火		13	木	全校読書（ほのぼの）	13	日		13	水	
14	金	発育測定3年 **NRT検査**	14	日		14	水		14	金	教室ワックスがけ	14	月		14	木	**全校読書（ほのぼの）**
15	土		15	月	安全の日	15	木		15	土		15	火		15	金	**授業参観**
16	日		16	火		16	金		16	日		16	水		16	土	PTA環境整備作業
17	月	発育測定2年	17	水	内科検診<3>	17	土		17	月	**海の日**	17	木		17	日	
18	火	**全国学力・学習状況調査** 発育測定1年 **P本部役員会**	18	木	**全校読書（ほのぼの）** **3年5年自転車教室**	18	日		18	火	エプロン回収	18	金		18	月	**敬老の日**
19	水		19	金		19	月		19	水		19	土		19	火	
20	木	全校読書（ほのぼの） **＊歯科検診（AM）**	20	土		20	火		20	木	**授業終了日** **夏休み前集会**	20	日		20	水	
21	金	内科検診<1> ⑤新分団児童会	21	日	下恵土ボールゲーム祭	21	水		21	金		21	月		21	木	
22	土	**授業参観（午前）**	22	月	※PTA地区委員会	22	木	**全校読書（ほのぼの）**	22	土		22	火		22	金	
23	日		23	火		23	金	＊家庭教育学級開講式	23	日		23	水		23	土	**秋分の日**
24	月		24	水	内科検診<4>	24	土		24	月	**個人懇談①**	24	木		24	日	
25	火	**②③交通安全教室（低）**	25	木	**1～3年　連れ去り防止教室**	25	日		25	火	**個人懇談②**	25	金		25	月	
26	水	**①1年生を迎える会** 内科検診<2>検尿	26	金	**芸術鑑賞会** 検尿予備	26	月		26	水	**個人懇談③**	26	土		26	火	
27	木	**②命を守る訓練Ⅰ**	27	土		27	火		27	木	**個人懇談④**	27	日		27	水	分団長会
28	金	心電図(1・4年)	28	日		28	水	**5年宿泊研修①**	28	金	**個人懇談⑤**	28	月		28	木	
29	土	**昭和の日**	29	月		29	木	**5年宿泊研修②**	29	土		29	火	**授業開始日** **夏休み明け集会**	29	金	**⑤分団児童会**
30	日		30	火		30	金		30	日		30	水	記名の日	30	土	
			31	水					31	月		31	木	②命を守る訓練Ⅱ **校内夏季作品展<1>**			
17			19			22			13			3			20		

2023年度　　　　年 間 行 事 計 画 表　No.2　　　　保護者用　R5. 4. 22

可児市立今渡南小学校

日	曜	10月	日	曜	11月	日	曜	12月	日	曜	1月	日	曜	2月	日	曜	3月
1	日		1	水		1	金	＊命を守る訓練Ⅲ	1	月	元日元日	1	木	＊学校運営員会Ⅲ	1	金	⑤分団児童会
2	月		2	木		2	土		2	火		2	金	授業参観	2	土	
3	火		3	金	文化の日	3	日		3	水		3	土		3	日	
4	水	就学時健診・入学説明会	4	土		4	月	ひびきあい週間	4	木	仕事始め	4	日		4	月	
5	木	全校読書（ほのぼの）	5	日		5	火	＊命を守る訓練Ⅲ予備日	5	金		5	月		5	火	*6年生を送る会
6	金	前期終業式 P本部役員会	6	月		6	水		6	土		6	火		6	水	
7	土	下恵土ふれあいフェスティバル準	7	火		7	木	全校読書（ほのぼの）	7	日		7	水		7	木	全校読書（ほのぼの）
8	日	下恵土ふれあいフェスティバル	8	水		8	金	P本部役員会	8	月	成人の日	8	木	＊学用品販売	8	金	新P本部役員会Ⅱ □
9	月	スポーツの日	9	木	全校読書（ほのぼの）	9	土	資源回収③	9	火	授業開始日 冬休み明け集会	9	金	＊蘇南中入学説明 P本部役員引継会	9	土	
10	火	後期始業式 職員会（11,12月）	10	金	P本部役員会	10	日	資源回収③予備日	10	水	記名の日 書き初め会	10	土		10	日	
11	水	発育測定1年	11	土		11	月		11	木		11	日	建国記念の日	11	月	安全の日
12	木	発育測定2年	12	日		12	火	個人懇談1	12	金	P本部役員会	12	月	振替休日	12	火	
13	金	発育測定3年	13	月		13	水	個人懇談2	13	土		13	火		13	水	
14	土	すみれ楽園運動会準備	14	火		14	木	個人懇談3	14	日		14	水		14	木	式場準備
15	日	すみれ楽園運動会	15	水	小教研②	15	金	個人懇談4	15	月		15	木	全校読書（ほのぼの）	15	金	卒業式練習
16	月	発育測定4年	16	木	6年修学旅行＜1＞	16	土		16	火		16	金		16	土	
17	火	発育測定5年	17	金	6年修学旅行＜2＞	17	日		17	水		17	土		17	日	
18	水	発育測定6年	18	土		18	月	安全の日 個人懇談5	18	木	全校読書（ほのぼの）	18	日		18	月	卒業式練習
19	木	運動会	19	日	下恵土ソフトバレーボール大会	19	火		19	金	*家庭教育学級	19	月		19	火	卒業式練習
20	金	運動会予備日	20	月	安全の日	20	水		20	土		20	火		20	水	春分の日
21	土		21	火		21	木	⑤感謝を伝える会	21	日		21	水		21	木	卒業式練習
22	日	すみれ楽園運動会予備	22	水		22	金		22	月	安全の日	22	木	学校保健委員会Ⅱ	22	金	卒業式練習
23	月		23	木	勤労感謝の日	23	土		23	火		23	金	天皇誕生日	23	土	
24	火		24	金		24	日		24	水		24	土		24	日	
25	水		25	土		25	月		25	木		25	日		25	月	卒業証書授与式
26	木		26	日		26	火	授業終了日 冬休み前集会	26	金		26	月	安全の日	26	火	修了式 離任式 机移動
27	金		27	月	指導部（11,12月）	27	水		27	土	小中美術展 特別支援学級作品展	27	火		27	水	年度末休業日
28	土	蘇南中資源回収②	28	火		28	木	仕事納め	28	日	小中美術展 特別支援学級作品展	28	水		28	木	
29	日	蘇南中資源回収②予備	29	水	＊学校運営員会Ⅲ	29	金		29	月		29	木	分団長会 *家庭教育学級閉講式	29	金	
30	月		30	木	全校読書（ほのぼの）	30	土		30	火					30	土	
31	火					31	日	大晦日	31	水					31	日	
21			20			18			17			19			17		

可児市立今渡南小学校ＰＴＡ規約

（名称及び事務局）
第１条　本会は、可児市立今渡南小学校ＰＴＡと称し、事務局を今渡南小学校に置く。
（目　的）
第２条　本会は、家庭及び地域社会と学校が緊密な連携をとり、協力して児童の福祉を増進し、健全な育成を図ることを目的とする。
（事　業）
第３条　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
⑴　児童の健全な育成と福祉の増進のための活動。
⑵　学校と家庭と地域における教育環境の向上のための活動。
⑶　会員相互の研修及び親睦のための活動。
⑷　その他本会の目的達成のための活動。
（方　針）
第４条　本会は、第２条を目的とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
⑴　自主的かつ民主的に運営されるものとし、他からの干渉を受けない。
⑵　児童の教育並びに福祉のために活動する他団体や機関と協力する。
⑶　特定の政党や宗教に偏することなく、また専ら営利を目的とする行為は行わない。
⑷　本会又は本会の会員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
⑸　学校の人事及びその他の管理には干渉しない。
（会　員）
第５条　本会の会員は、児童の保護者及び本校の職員とする。
（会費等）
第６条　本会の活動に要する経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
２　会費は、年額３０００円とする。ただし、年度の途中に会員となる者は、月額２５０円とし、在籍月数を乗じた金額を転入時に納めるものとする。また、退会を行う会員については返却しない。
３　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。
（役員及び委員等）
第７条　本会に次の役員及び委員等を置く。
⑴　本部役員
会　長　　１名
副会長　　２名（男性１名、女性１名）
書　記　　２名（男性１名、学校職員１名）
会　計　　２名（１名、学校職員１名）
地区委員長　１名
学年委員長　１名
あすなろ委員長　１名（女性１名）
顧　問　　若干名
⑵　委員等
学級委員　各学級３名
地区委員　若干名
あすなろ委員　若干名
専門部員　若干名
監査委員　２名
（役員及び委員等の選出）
第８条　本部役員及び委員等の選出は次の各号の規定によるものとする。
⑴　本部役員
１　会長、副会長、書記、会計、地区委員長は選考委員が会員の中から選考し、常任委員会が承認する。選考基準は細則に規定する。
２　学年委員長、あすなろ委員長は、選出委員が会員の中から選出し、常任委員会が承認する。選出基準は細則に規定する。
３　学年委員長は、６学年長及び当該委員長が属する学級の学級長を兼務する。
４　顧問は、学校長とし、学識経験者を加えることができる。

⑵　委員等

１　学級委員は、学級ごとに男性２名女性１名、または男性１名女性２名とする。

２　地区委員は、各地区に１名以上とする。

３　あすなろ委員は、各学級委員の内の女性１名及びあすなろ委員長で構成する。

４　監査委員は、常任委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

５　本部役員（顧問を除く）は、男女を問わずその選出につき、一世帯で１回を原則とし、本部役員就任の次年度以降５年において学級委員の選出は免除する。

６　学級委員は、男女を問わずその選出につき、子ども一人で１回を原則とする。ただし、多胎児等同学年に２人以上子どもがいる家庭について、その学年においての選出は、１回を原則とする。

７　学年委員会は、５学年長を副学年委員長とする。

８　地区委員は、その年度において学級委員に選出しない。またその選出につき、子ども一人で１回を原則とするが、地区の事情による。

（役員及び委員等の任期）

第９条　役員及び委員等の任期は、１年とする。ただし再任を妨げない。

（役員及び委員等の任務）

第１０条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。また副会長の内女性１名は、あすなろ委員会の顧問を兼ねる。

３　書記は、庶務を担当し、事業部長を兼ねる。

４　会計は、会計事務を担当し、広報部長を兼ねる。

５　学級委員は、学級及び学年ＰＴＡ活動を推進する。

６　地区委員は、地区を代表し、地区ＰＴＡ活動及び会費の徴収を行う。また、本部役員の選考委員を兼務する。

７　あすなろ委員は、ＰＴＡ活動の内学校保健、給食等福祉厚生及びＰＴＡ文庫に関することを推進する。

８　専門部員は、担当事項の企画、立案等を行う。

９　監査委員は、会計を監査する。

（組　織）

第１１条　本会に次の組織を置く。

⑴　本部役員会 … 本部役員をもって構成する。

⑵　常任委員会 … 本部役員、各学年長、副地区委員長、あすなろ委員会副委員長及び各専門部会の副部長をもって構成する。予算、決算、事業、人事、規約の改正等を審議し、総会への議提の可否及び内容等につき決定する。定期に開催する他、必要に応じて会長が適宜招集する。

⑶　学級委員会 … 学級委員で構成し、学年委員長を長とする。

⑷　学年委員会 … 学年長で構成し、学年委員長を長とする。

⑸　地区委員会 … 地区委員をもって構成し、地区委員会副委員長を互選する。

⑹　あすなろ委員会 … あすなろ委員をもって構成し、あすなろ委員会副委員長を互選する。

⑺　専門部 … 専門部として、広報部と事業部を置き、それぞれ学級委員で構成し、それぞれ副部長を互選する。広報部は、ＰＴＡ広報活動を行い、事業部はＰＴＡ事業の企画・立案にあたる。

（総　会）

第１２条　総会は、全会員をもって構成する最高の議決機関であり、会長が招集する。

２　総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、年１回年度始めに開会し、常任委員会で総会への議提を決定した次の事項につき議決する。

⑴　前年度の事業及び決算報告

⑵　新役員・委員等の報告

⑶　新年度の事業計画・予算

⑷　この規約の改正等

⑸　その他重要な事項

３　臨時総会は、会員の３分の１以上の要求または常任委員会が必要と認めたときに、開会する。

４　総会の定足数は、会員の３分の１以上とし、委任状は出席とみなす。

５　総会の議事は、出席者の過半数の同意又は承認により議決とする。

（委　任）

第１３条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常任委員会により定める。

付　則

１　この規約は、平成９年度の総会で議決した日から施行し平成９年４月１日から適用する。
２　可児市立今渡南小学校ＰＴＡ規約（平成２年４月１日施行）は、廃止する。
３　平成９年３月３１日以前に制定した細則は、廃止する。
４　この規約は、平成１３年1月１日から適用する。
５　この規約は、平成１５年４月１日から適用する。
６　この規約は、平成１９年４月１日から適用する。
７　この規約は、平成２１年１２月３日から適用する。
８　この規約は、平成２４年４月２６日から適用する。
９　この規約は、平成２６年7月６日から適用する。
１０この規約は、令和　５年４月１８日から適用する。

（31．3．1案）

今渡南小学校PTA細則

【序文】
本則は今渡南小学校PTA規約（以下「規約」という。）第8条第1号に規定される次年度本部役員（以下「新本部役員」という。）の選出に関する規定である。

第1条　新本部役員選出に関する基本的な規定
1　地区委員長を長とし、本部役員及び各地区委員で構成する選考委員会を設ける。
2　会長は立候補の出ない場合は、選考委員会において適任者を選出する。
3　役職により選出方法が異なるため、新本部役員AとBの2つに区分する。
「新本部役員A」は副会長（男女）・書記・会計・地区委員長。
「新本部役員B」は学年委員長・あすなろ委員長。
4　新本部役員AB共に同期間立候補を募り、立候補のなかった役職について、Aは輪番制に基づく地区選考会で、Bは本部役員による選考方法にて選出する。
5　立候補以外の選出方法の場合、「新本部役員A」の選出は「新本部役員B」の選出より優先する。
6　学年委員長の選出は規約第8条第1号3より、子が5年生(新6年生）の会員より選出する。

第2条　「新本部役員A」及び「新本部役員B」の立候補に関する規定
1　立候補のとりまとめは選考委員会が行う。
2　PTA会員は全ての役職に、地区割り及び子の学年に制約を受けず、立候補できる。
但し、学年委員長のみ子が5年生（新6年生）の会員とする。
3　立候補期間は会長は7月、その他の役員は9月の1ヶ月間とする。
4　ひとつの役職に立候補者が複数の場合、選考委員会にて協議し選出する。

第3条　「新本部役員A」の輪番制での選出方法に関する規定
1　地区割りについては表1（第三期）のとおりとする。但し、輪番が一回りする5年ごとに本部役員が地区の割り振りの見直しを検討する。（次回は令和6年度本部役員の予定）
2　立候補のなかった役職は表2（第三期）の輪番表に基づき地区割りごとに各地区委員が地区選考会を毎年11月末日までに開催し選出する。
3　地区選考会に於ける選考方法は各地区に一任する。但し、地区割り内での輪番制等を制定し選考会に参加しない地区があるような方法は禁止する。
4　各地区割り内で免除規程を設けてもよいとする。
5　選考委員長より要請があれば、本部役員は補佐を務める。

第4条　「新本部役員B」の立候補以外の選出方法に関する規定
1　選出委員を本部役員とする。
2　選出の対象は、子が5年生（新6年生）の会員とする。
3　選出方法は本部役員が協議し、常任委員会の承認を得なければならない。
4　本部役員は毎年12月中に承認を得た選出方法にて選出する。

第5条　本部役員の免除規定
1　本部役員職は一世帯一回限りとし、後の選考より永久に免除される。
但し、立候補による再任はこの限りではない。
2　この免除規定は輪番制での初年度に該当する平成21年度本部役員より適用される。

表１　　【地区割り表（第一期】

地区割り
東林泉・宮瀬・今広
古市場・沓井
東上屋敷・東鉄・広見ニュータウン
沢渡・西上屋敷・舟岡・OKS
徳野・東団地
禅台寺

【地区割り表（第二期】

地区割り
東林泉・宮瀬・今広
古市場・沓井
東上屋敷・東鉄・広見ニュータウン
沢渡・西上屋敷・舟岡・OKS・禅台寺
徳野・東団地

【地区割り表（第三期】

地区割り
東林泉・宮瀬・今広
古市場・沓井
東上屋敷
沢渡・西上屋敷・舟岡・OKS・禅台寺
徳野・東団地・東鉄・広見ニュータウン

表２　　【輪番表 （第一期）】

地区割り	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
東林泉・宮瀬・今広	地区委員長	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）	副会長 （男性）	会長
古市場・沓井	副会長 （女性）	副会長 （男性）	会長	地区委員長	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）
東上屋敷・東鉄 広見ニュータウン	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）	副会長 （男性）	会長	地区委員長
沢渡・西上屋敷 舟岡・OKS	会長	地区委員長	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）	副会長 （男性）
徳野・東団地	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）	副会長 （男性）	会長	地区委員長	会計 広報部長
禅台寺	副会長 （男性）	会長	地区委員長	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）

【輪番表 （第二期）】

地区割り	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
東林泉・宮瀬・今広	地区委員長	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）	副会長 （男性）
古市場・沓井	副会長 （女性）	副会長 （男性）	地区委員長	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）
東上屋敷・東鉄 広見ニュータウン	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）	副会長 （男性）	地区委員長
沢渡・西上屋敷・舟岡 OKS・禅台寺	副会長 （男性）	地区委員長	会計 広報部長	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）
徳野・東団地	書記　事業 部長（男性）	副会長 （女性）	副会長 （男性）	地区委員長	会計 広報部長

【輪番表 (第三期)】

地区割り	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
東林泉・宮瀬・今広	地区委員長	会計 広報部長	書記 事業 部長(男性)	副会長 (女性)	副会長 (男性)
古市場・沓井	副会長 (女性)	副会長 (男性)	地区委員長	会計 広報部長	書記 事業 部長(男性)
東上屋敷	会計 広報部長	書記 事業 部長(男性)	副会長 (女性)	副会長 (男性)	地区委員長
沢渡・西上屋敷・舟岡 OKS・禅台寺	副会長 (男性)	地区委員長	会計 広報部長	書記 事業 部長(男性)	副会長 (女性)
徳野・東団地 東鉄・広見ニュータウン	書記 事業 部長(男性)	副会長 (女性)	副会長 (男性)	地区委員長	会計 広報部長

【付則】
この細則は、平成26年6月20日の常任委員会にて承認を得、平成26年7月6日総会の決議による。
この細則は、平成26年7月6日から実施する。
この細則は、平成31年4月17日の常任委員会にて承認を得、平成31年4月20日総会の決議による。
この細則は、平成31年7月6日から実施する。

今渡南小学校ＰＴＡ慶弔規定

第１条　会員及び児童の病気･死亡その他不慮の災害については、次の規定により弔意を表すこととする。

（1）会員相互の弔意に関すること

ア　会員及び児童の病気･負傷の場合（ＰＴＡ活動や学校教育活動内）

・ 治療等で２週間以上に及んだ場合は、金５，０００円程度の見舞金を贈り、代表者が慰問する。

イ　会員及び児童の死亡の場合

・ お通夜に代表者が弔問し弔意を表すとともに、籠盛り一基をお供えする。

・ 香典１０，０００円、生花一対を贈るとともに弔電を打ち、代表者が会葬する。

（2）ＰＴＡ会長･本部役員の任退への慰労

ア　ＰＴＡ会長退任に際し、感謝状と５，０００円程度の記念品を贈る。

イ　ＰＴＡ本部役員を２年以上務めた役員の退任に際し、感謝状と記念品を贈る。

（3）会員の住居に災害を生じた場合は、次の規定によるものとする。

・家屋の焼失･流失･倒壊等が生じた場合は、速やかに協議し、見舞いをするとととともに必要に応じて援護をする。

第２条　学事関係者（市三役・議員･教育委員等）に関する弔事及び不慮の災害に対する弔意等は次の規定によるものとする。

・関係各校との協議の上、決定する。

第３条　上記に必要な費用は、本会の会計による。

第４条　規定の改正

・この規定は、毎年度の始めに常任委員会で検討し、必要がある場合には改正することができる。

付　則　① この規定に関することで、協議･検討が必要な場合は、その都度協議する。

② この規定により金品を受けた場合は、返礼をしないものとする。

③ この規定は、平成２年４月１日より実施する。

④ この規定は、平成６年４月１日より実施する。

⑤ この規定は、平成１２年４月１日より実施する。

⑥ この規定は、平成２９年４月１日より実施する。

可茂地区小中学生の皆さん

校外生活の約束

可茂地区小中高特生徒指導連絡協議会
可茂地区ＰＴＡ連合会

＊あなたたちの健康で安全な生活を願って、先生、保護者、地域の皆さんで、次の約束を作りました。

１　次の場所へは、保護者と一緒でなければ出入りしません。
　①ゲームセンター（コーナー）
　②喫茶店（漫画喫茶及びインターネットカフェを含む）
　③カラオケボックス
　④映画館　⑤ボウリング場　⑥バッティングセンター
　＊④～⑥は、中学生は、保護者の許可のない限りは出入りしません。
　　　　　　小学生は、保護者と一緒でなければ出入りしません。

２　スーパー、デパート、コンビニなどで、長い時間集まっていたり、座り込んだりするなど、お店や周りの人たちに迷惑になることをしません。

３　登下校時には、店に立ち寄って飲んだり食べたりしません。

４　友人宅などへの外泊は、保護者の許可のない限り、しません。

５　夜の外出は、保護者の許可のない限り、しません。
（午後１０時以降は補導の対象になります。）

６　友達どうしでの金銭の貸し借り、ものの売り買いをしません。

７　キャンプ・スキー・スノーボード・海水浴・旅行などは、保護者や大人の引率なしではしません。

８　ヘルメットなしでは自転車に乗りません。

９　ネットにつながる情報端末（ゲーム機・ケータイ・スマホ等）を使う場合は、家庭でのルールを作って、それを守ります（保護者は、子どものケータイ等にフィルタリング等のセキュリティ対策をします）。

＜平成１０年７月　一部改正＞
＜平成１７年４月　一部改正＞
＜平成２１年５月　一部改正＞
＜平成２４年５月　一部改正＞
＜平成２５年５月　一部改正＞
＜平成２８年５月　一部改正＞

令和５年４月吉日

各ＰＴＡ会員　様

可児市ＰＴＡ連合会
会長　岩井　淳
可児市立今渡南小学校
PTA 会長　岩井　淳

可児市ＰＴＡ連合会ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針について

日頃より、ＰＴＡ活動につき格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、可児市ＰＴＡ連合会では子どもたちを犯罪やイジメから守るために「ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針」を制定しています。

また、昨今はゲーム機がネット接続可能となるなど、さまざまな機器から有害情報に近づく危険性が広がってきており、子どもたちが被害を受ける可能性も高まってきています。

大切なのは、持たせる前に親子で「してはならないこと」などを話し合うことです。本来ならば子どもたちにスマートフォン等を持たせたくないのですが、それぞれの家庭の事情もあるかと存じます。その際には、当指針を元に「親子一緒に」ルールを考え、使用に際しては常に子どもたちを見守るなど、配慮をお願いします。
なお、この指針は以下の要件を前提とします。

1. **本当に危険であるのは、メールであること。（有害サイト等へつなぐ危険性よりも、メールによるいじめや子ども同士のメール交換の方が問題である）**
2. **保護者に、単年度ではなく、継続して学習してもらう必要があること。**
3. **与えるのは保護者であり、保護者に責任があること。**
4. **学校へ持っていくことは禁止されていること。**
5. **この指針は、保護者に対して提示するものであり、この指針を元にそれぞれの家庭で話し合っていただき、それぞれの家庭におけるルールをつくってもらいたいと考えていること。**

☆もしも、困ったことが起こったら・・・

① お近くの警察署へ相談（可児警察署　61-0110）
② **サイバー犯罪 110 番（受付フォーム） - 岐阜県公式ホームページ（gifu.lg.jp）**
https://www.pref.gifu.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=26&check
電話相談は「県警安全相談室」（＃9110）へ

可児市ＰＴＡ連合会

ネット接続機器に関する家庭のルール指針

～親子で考え、親子で守ろう家庭のルール～

１．食事中は使用しません。
２．ネット接続機器の使用場所や時間の約束を守ります。
３．人の迷惑になるような場所での使用や『ながらスマホ』をしません。
４．フィルタリングをかけて使用し、危険性のあるサイトへは接続しません。
５．心当たりのないＳＮＳやメールにアクセスしません。また、不審なメール（送信者不明のメールや知らない人からのメール）が来たときは、速やかに保護者に報告します。
６．学校へは持ち込みません。
７．ブログやプロフ、メールなどに友だちの悪口を書き込むなど、他人を傷つけるような使い方はしません。
８．自分や友だちの氏名、住所、電話番号などを掲示板などに公開しません。
９．ＳＮＳやメールによるいじめなど、トラブルや心配ごとがあったらすぐに保護者や先生に相談します。

※ 上記の家庭のルール指針を参考にして各家庭で話し合い、わが家のルールを決めましょう。

わが家のルール

１．……………………………………………………

２．……………………………………………………

３．……………………………………………………

（H30．２改訂）

保護者の皆様へ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　可児市教育委員会

不登校の子どもたちへの支援

スマイリングルーム（可児市教育支援センター）

●ねらい

学校に行きたくても行けない子どもたちが自分を見つめ、生活の力を高める中で、社会的に自立ができるように支援します。

●支援

①「心の居場所」を作ります。
② 様々な活動を通して、自主性と自発性を育成し、対人関係の力を高めます。
③ スケジュールに合った生活・学習ができる力を身に付けます。

●開設時間

月曜日～金曜日　　午前９時～午後２時４５分
※午前のみの通室、午後のみの通室、一日過ごすなど状況に応じて対応します。
※水曜日は「チャレンジ登校日」です。

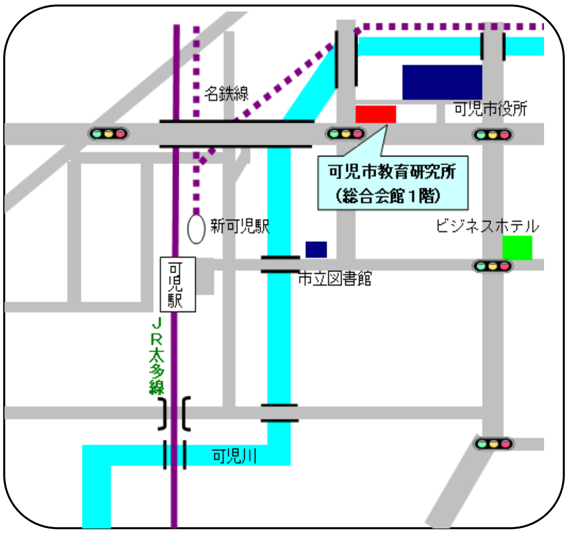

●活動内容

学習活動　　創作・表現活動　　体験活動
運動・レクリエーション　　仲間づくりの活動

相 談 活 動

発達、親子関係、不登校、いじめ、学校生活や学習、進路、生活習慣などに関する相談を受け付けます。

●心の相談電話

相談時間　月曜日～金曜日
　　　　　午前９時～午後４時

教育相談こころの電話
(0574)63－2444

●「発達と教育の相談会」

月に１回、一般的な教育相談から発達障がいなどについて、医師や専門の相談員が相談に応じます。会場は、可児市教育研究所です。

相談日は、原則として毎月第３水曜日の午後１時３０分から３時３０分です。

申し込みは、直接教育研究所に電話していただくか、学校にご相談ください。

●臨床心理士によるカウンセリング（要予約）

日時、場所等については、教育研究所の担当者とご相談ください。

気軽にお問い合わせください。

可児市教育研究所
（０５７４）６３－４８４１
岐阜県可児市広見１－５　総合会館１階

お父さんも
お母さんも

読んでね！

1冊２００円　年間５冊１，０００円

個人購読募集

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌

わが子のあゆみ

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

◇不登校であることは、長い人生に決定的なハンディになるわけではありません。（特集　７月号）
◇今日もまた試験前に、床の間の福禄寿の前で手を合わせる娘に、良い答えが舞い降りることを「百万の見方」が願っている。（わが家の宝物　７月号）
◇私は、今日も、明日も授業をします。「国語が楽しい」「授業が面白かった」この時間を迎えるために。（私の先生　９月号）
◇わたしは、お手つだいが大すきです。家ぞくみんながよろこんでくれるから。（子の思い11月号）
◇母の姿は、いつしか私の行動の後押しになっているのだと気づかされました。（親の背中１月号）
◇あっという間に終わってしまうであろう子育ての一瞬一瞬を大切に楽しみます。（半生記１月号）

7月号（高山市立東中）

９月号（大垣市立荒崎小）

１１月号（各務原市立那加第三小）

1月号（郡上市立八幡中）

購読申込票

☆１次募集

５月１２日（金）まで

☆２次募集

７月１４日（金）まで

☆各学校のPTA担当の先生まで提出してください。

園児 年　　組　児童・生徒氏名

わが子のあゆみ

年間５冊分（７月・９月・１１月・１月・３月）
１，０００円（税込）をそえて申込みます。

保護者 氏　名

県１

申込をされる方は、申込用紙をお渡しします。
担任までお声かけください。

どうしよう！

ＰＴＡ活動中にケガをしたら…

こんなときは、ＰＴＡ会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

ＰＴＡ親子奉仕作業中に骨折した。

ＰＴＡ主催の資源回収活動中、使っていた刃物で指を切った。

学校の運動会後、テントの片付け作業中、支柱が頭に当たり、けがをした。

ＰＴＡ主催バレーボール交流会で、足首を痛めた。

親子ふれあい活動の縄跳びでアキレス腱を痛め、手術を受けて入院した。

●賠償責任保険にも加入しています。

ＰＴＡ主催の学校環境整備作業で木の枝を切っていたら、隣接工場の屋根を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひＰＴＡ会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県ＰＴＡ見舞金給付会
TEL ０５８（２６２）３２５７　FAX ０５８（２６２）３２５９